

横浜武道館 2027年度 優先利用申込における注意事項

横浜武道館優先利用申込における諸条件等を次のとおりご案内します。

内容をご確認のうえ、利用希望書の作成・ご提出をお願いいたします。

1. 優先利用調整対象の期間・事業について

優先利用調整におきましては、次のア～ウに該当する事業が対象となっています。

なお、利用調整につきましては、事業内容による優先順位を定め、執り行う予定ですのでご了承ください。

ア. 対象期間

(2027年度) 2027年4月1日(木)～2028年3月31日(金)

イ. 対象事業

(2027年度) 下表【優先順位表】の優先順位1・2にあたる事業

ウ. 事業内容優先順位表

優先順位	事業規模(内容)	要件	申込受付期間		決定時期
1	・国際大会 ・全国大会 ・スポーツリーグ ・興行 ・街の活性化に寄与する事業	①(公財)日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体や公官庁が主催/共催/主管する大会 ②優先利用調整会議で承認された催事	2027年度 4-9月分	2025年11月14日(金)～	2025年12月末
			2027年度 10-3月分	2026年5月15日(金)	2026年6月末
2	・関東大会 ・県大会 ・市民大会 ・学校利用 ・各種大会	①(公財)神奈川県スポーツ協会、 (公財)横浜市スポーツ協会の加盟団体または 横浜市各局区が主催/共催/主管する大会 ②任意団体が主催の事業で、 優先利用調整会議で承認された催事 ③(公財)横浜市スポーツ協会が主催する事業	2027年度 4-9月分	2026年5月15日(金)	2026年6月末
			2027年度 10-3月分	2026年11月16日(月)	2026年12月末

補足-

- ① 優先順位の該当条件として【事業規模(内容)】および【要件】を双方とも満たしている事が必要です。
- ② 優先順位1に該当する事業について、優先順位2の申込受付期間中もご提出可能です。
- ③ 街の活性化に寄与する事業（一例）
 - 横浜市内の公園と他施設との調整が必要な連携事業（横浜開港祭等）
 - 関内・関外地区をつなぐ事業
 - 都道府県や都市が持ち回りで行う事業
 - 横浜市内の観光誘致につながる事業 等

2. 施設利用時間

原則 9 時 00 分から 22 時 00 分まで

3. 対象室場及び利用時間区分

室場	利用時間区分
アリーナ	9 時 – 12 時 / 12 時 – 17 時 / 17 時 – 22 時 / 1 日
武道場	9 時 – 12 時 / 12 時 – 15 時 / 15 時 – 18 時 18 時 – 20 時 / 20 時 – 22 時 / 1 日
多目的室	9 時 – 11 時 / 11 時 – 13 時 / 13 時 – 15 時 / 15 時 – 17 時 17 時 – 19 時 / 19 時 – 21 時 / 21 時 – 22 時 / 1 日

4. 利用希望書作成について

以下の点にご留意いただきご提出ください。

- 1) 事業規模に合わせた室場及び時間帯をご提出ください。
- 2) 時間外のご利用を希望される場合は「備考」欄にご記入願います。
- 3) 希望書 1 枚につき 1 事業とし、複数の事業を申し込む場合は事業毎に作成の上、お申込みください。
- 4) 利用希望日が他団体様と重複する可能性がありますので、必ず第二、第三希望日まで記載をお願いいたします。

5. 提出方法及び提出・問合せ先

1) 提出方法

E-mail・FAX・郵送・横浜武道館持参 のいずれかの方法でご提出ください。

2) 提出先・問合せ先

横浜武道館 〒231-0028 横浜市中区翁町 2-9-10

TEL : 045-226-2100 / FAX: 045-226-2110

E-mail : yokohama-budokan@yspc.or.jp

6. 提出期限

上記「事業内容優先順位表」の申込受付期限のとおり。

7. 利用決定について

「優先利用調整会議」で確定した内容を受けて、各団体様に当施設から「利用決定通知」を送付いたします。その後の利用申請手続き手順については、改めてご案内いたします。

8. 一般利用申込について(優先利用対象事業から外れるサークル活動の練習や打ち合わせ等)

- 1)アリーナ : 2026 年度分までのアリーナについては、3か月前月の 15 日より受付しております。
- 2)武道場・多目的室 : 予約システム(<https://budokan.yspc.or.jp/>)から申込可能です。

利用の 3 か月前に抽選を行い、抽選後の空き状況については、随時申込可能です。